

## 決議案第3号

### 押谷與茂嗣議員に対する議員辞職勧告決議

我々長浜市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と市民福祉の向上に努めなければならない。

長浜市議会基本条例第24条では「議員として品位と名誉を損なうことのないよう行動すること」としている。

しかしながら、押谷與茂嗣議員は、令和4年長浜市議会9月定例会議会予算常任委員会総務教育分科会において、職員に対して侮辱的またはそれに類する言葉や言回しを用いて発言、かつ威圧的な言動により答弁を阻害したことは、議会秩序の保持に反する行為である。

押谷與茂嗣議員の度重なる言動や行動は、ネットメディアや地元紙、全国紙、テレビにも数回取り上げられた。

市民の範として法令等の遵守が強く求められる市議会議員の職にありながら、その規範意識の欠如に起因するもので、長浜市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、併せて長浜市議会の議会運営にも支障を生じさせ、断じて許されない。

二元代表制の一役を担う「長浜市議会の在りよう」が問われている今日、市民の信頼を取り戻し、それに応えていくためにも、押谷與茂嗣議員自らの政治的・道義的責任は免れず、議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではない。

事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和4年12月7日

長浜市議会